

岐阜県バレーボール協会 ガバナンスコード 遵守状況に関する自己説明及び公表内容

令和5年3月26日策定

番号	審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証拠書類
1	1	[原則2] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである。	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(1) 現在は、毎年年度当初にバレーボール要覧を作成し、協会の基本方針と重点目標を定め、バレーボールの普及、組織体制の充実などの事業を実施している。 (2) 2022年度に5か年ごとに見直しを行う中長期経営計画を整備している。 (3) 中長期経営計画は当協会ホームページ上で公開している。 <岐阜県バレーボール協会 : http://gva.gr.jp >	(1) バレーボール要覧 (2) GVA中長期経営計画(2023-2025)
2	11	[原則1] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) 団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	(1) コンプライアンス規程を整備している。	(1) コンプライアンス規程
3	12	[原則1] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	(1) 団体の運営に関して必要となる一般的な規程として、規約をはじめ各種規程を整備している。	(1) 規約 (2) 事務局及び専門委員会細則 (3) 会計に関する内規 (4) 加盟団体規程 (5) 専門員会規定 (6) コンプライアンス規程
4	13	[原則1] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	(1) 団体の業務に関して必要となる一般的な規程として、各種規程を整備している。	(1) 個人情報保護方針 (2) コンプライアンス規程
5	14	[原則1] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	(1) 団体の役職員の報酬等に関する規程として、各種規程を整備している。	(1) 出張等に関する内規
6	15	[原則1] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	(1) 規約第7章(第19条~第22条)において、会計について定めているほか、各種規程を整備している。	(1) 規約 (2) 事務局及び専門委員会細則 (3) 会計に関する内規
7	16	[原則1] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	(1) 財政的基盤を整えるため、各種規程を整備している。	(1) 登録及び登録料に関する規程 (2) チーム及び選手登録規定

番号	審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証拠書類
8	22	[原則3] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである。	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 役員については、毎年、研修を実施し、種々の情報を提供するとともに役員の資質向上に努めている。	(1) 研修会資料 (2) コンプライアンス規程
9	23	[原則3] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである。	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 本会所属のJSP O公認スポーツ指導に関わる指導者に対して、コンプライアンスを含めた研修会を実施している。 (2) 国体監督・選手及び関係者に対し手、アンチ・ドーピング等の研修会を実施している。	(1) 研修プログラム (2) 実施実績、参加者リスト
10	26	[原則4] 法務、会計等の体制を構築すべきである。	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(1) 本会の目的を理解し、見識と能力を満たしているものを監事として選任している。 (2) 「会計監査」を年一回実施している。	(1) 役員名簿 (2) 監査による監査報告書
11	27	[原則4] 法務、会計等の体制を構築すべきである。	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(1) 県や助成元における要項などに定めに沿って、適切に処理し監査等を受けている。 (2) 本会事務局規程及び会計処理規程に基づき、手続きや科目など適切な経理処理を行うとともに、その処理方法に係る監査を受けている。	(1) 補助事業に係る会計規程（補助事業に係る謝金・日当及び旅費に関する規程）
12	28	[原則5] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(1) 事業計画書、収支予算書、役員名簿、理事会議事概要を当協会ホームページで情報を開示している。また、これらの書類は備置書類としても事務局において保存している。 <岐阜県バレーボール協会 : http://gva.gr.jp >	(1) 備置書類 (2) 規約はじめ事業・決算等のHP開示
13	29	[原則5] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(1) 各種代表チーム及び選手の「選手選考基準」競技大会ごとに、競技力向上対策委員会ホームページにおいて情報を開示し、選考結果についても同ホームページにおいて開示している。 <競技力向上対策委員会 : https://gvajgu.gimdo.com/ >	(1) 国民体育大会等選手・監督選考規定
14	30	[原則5] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	(1) 岐阜県バレーボール協会ガバナンスコード<スポーツ団体向け>遵守状況(2020年度)に関する自己説明及び公表を当協会ホームページで「2022年3月」に開示している。 <岐阜県バレーボール協会 : http://gva.gr.jp >	(1) 岐阜県バレーボール協会ガバナンスコード遵守状況に関する自己説明及び公表内容